

協議第26号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	16	公共的団体等の取扱いについて
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議